

## 飯山市公告

次のとおり、一般競争入札を行いますので、飯山市財務規則（昭和 54 年 8 月 1 日規則第 5 号）第 106 条に基づき公告します。

平成 31 年 4 月 17 日

飯山市長 足立 正 則

### 1 入札に付する事項

(1) 工事名	飯山市新防災行政無線システム（デジタル同報系）整備工事
(2) 工事場所	飯山市内 一円
(3) 工事内容	親局設備一式、中継局設備一式、屋外拡声子局設備一式、戸別受信機設備一式、既設設備撤去一式 詳細は工事発注仕様書のとおり
(4) 履行期間	飯山市議会議決の日から令和 3 年 3 月 19 日
(5) 入札参加資格	入札参加資格を事前審査する。 詳しくは、「3 入札手続き等」を参照してください。
(6) 入札方法	① 入札回数は 2 回までとし、最低制限価格未満の応札があった場合は、その業者は失格とする。なお、1 回目の入札において落札者がいない場合、1 回目に失格となった業者は、2 回目の入札に参加できない。 ② 入札参加者は、入札に際し 1 回目の入札の金額に対応した積算内訳書を提出すること。提出を求める範囲は、(別紙) 工事内訳書の部分とします。
(7) 入札保証金	免除（飯山市財務規則 110 条第 1 項第 4 号）
(8) 予定価格	事後公表
(9) 最低制限価格の設定	設定有り（事後公表）

### 2 入札参加資格要件

(1) 単体または企業体の別	単体とする。
(2) 確認基準日	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。
(3) 入札参加資格の登録	平成 31・32 年度の飯山市建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
(4) 工種及び等級格付け	「電気通信」部門の格付けが A 級の者であること。 「電気通信」部門の等級格付けが不明な場合は、飯山市総務部庶務課管財係（電話 0269-62-3111（内線 334））までお問い合わせください。
(5) 営業所の有無	入札公告日において、長野県内に社員が常駐する本店・支店・営業所等の拠点を有していることとし、その拠点から入札参加資格申請がされている

	こと。
(6) 特定建設業許可	必要
(7) 施工実績	平成19年4月1日以降、地方公共団体が発注した市町村デジタル防災行政無線工事（同報系デジタル60MHz帯、親局の据え付けと調整）を元請として締結し、履行した実績があること。なお、本社、支店または営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。
(8) 現場代理人	入札参加申請書等の提出期限日以前3箇月以上前から雇用関係がある者を専任で配置できること。
(9) 配置技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札参加申請書等の提出期限日以前3箇月以上前から雇用関係がある者を専任で配置できること。</li> <li>② 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置すること。</li> <li>③ 第1級陸上特殊無線技術士以上の有資格者を担当技術者として配置すること。監理技術者が担当技術者を兼務することも可とする。</li> <li>④ 平成19年4月1日以降に国または地方公共団体が発注した電気通信工事において、主任技術者又は監理技術者として配置された経験を有すること。</li> </ul>
(10) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 総務大臣より無線設備の登録点検事業者の認定を受けていること。</li> <li>② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</li> <li>③ 建設業法第28条その他関係法令等による営業停止の処分を受けていないこと。</li> <li>④ 公告日から契約締結までの間において、指名停止の措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。</li> <li>⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。</li> <li>⑥ 財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が許可するプライバシーマーク（Pマーク）、または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の要求事項を定めた国際化標準機構ISO27001を取得していること。</li> <li>⑦ 調達予定のデジタル防災行政無線の機器供給証明を事前に提出すること（機器製造者が本入札に参加する場合は不要）。</li> </ul>

### 3 入札手続き等

(1) 事務局	〒389-2292 長野県飯山市大字飯山1110番地1号 長野県 飯山市 総務部 危機管理防災課 電話 0269-62-3111 内線 371 FAX 0269-62-5990 電子メール kikikanri@city.iiyama.nagano.jp
---------	--

<p>(2) 入札、開札の 日時及び場所</p>	<p>入札日時 令和元年6月5日 午後1時10分 入札場所 飯山市役所 4階 全員協議会室 開札場所 同上</p>																															
<p>(3) 日程</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="491 434 1082 488">内容</th> <th data-bbox="1082 434 1406 488">日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 488 549 562">①</td> <td data-bbox="549 488 1082 562">公告</td> <td data-bbox="1082 488 1406 562">平成31年4月17日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 562 549 770" rowspan="2">②</td> <td data-bbox="549 562 1082 696">入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑の受付期間</td> <td data-bbox="1082 562 1406 696">平成31年4月24日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 696 1082 770">上記に係る質疑への回答</td> <td data-bbox="1082 696 1406 770">平成31年4月26日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 770 549 913">③</td> <td data-bbox="549 770 1082 913">入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の受付期間</td> <td data-bbox="1082 770 1406 913">公告の日から 令和元年5月9日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 913 549 987">④</td> <td data-bbox="549 913 1082 987">入札参加資格の確認結果通知の送付</td> <td data-bbox="1082 913 1406 987">令和元年5月16日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 987 549 1234" rowspan="2">⑤</td> <td data-bbox="549 987 1082 1160">設計書等に係る質疑の受付期間</td> <td data-bbox="1082 987 1406 1160">令和元年5月17日 から</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 1160 1082 1234">上記に係る質疑への回答</td> <td data-bbox="1082 1160 1406 1234">令和元年5月22日 令和元年5月27日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1234 549 1308">⑥</td> <td data-bbox="549 1234 1082 1308">入札・開札及び落札候補者の決定</td> <td data-bbox="1082 1234 1406 1308">令和元年6月5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1308 549 1382">⑦</td> <td data-bbox="549 1308 1082 1382">仮契約</td> <td data-bbox="1082 1308 1406 1382">令和元年6月10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1382 549 1476">⑧</td> <td data-bbox="549 1382 1082 1476">本契約</td> <td data-bbox="1082 1382 1406 1476">飯山市議会による議決日</td> </tr> </tbody> </table>	内容		日程	①	公告	平成31年4月17日	②	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑の受付期間	平成31年4月24日	上記に係る質疑への回答	平成31年4月26日	③	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の受付期間	公告の日から 令和元年5月9日	④	入札参加資格の確認結果通知の送付	令和元年5月16日	⑤	設計書等に係る質疑の受付期間	令和元年5月17日 から	上記に係る質疑への回答	令和元年5月22日 令和元年5月27日	⑥	入札・開札及び落札候補者の決定	令和元年6月5日	⑦	仮契約	令和元年6月10日	⑧	本契約	飯山市議会による議決日
内容		日程																														
①	公告	平成31年4月17日																														
②	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑の受付期間	平成31年4月24日																														
	上記に係る質疑への回答	平成31年4月26日																														
③	入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の受付期間	公告の日から 令和元年5月9日																														
④	入札参加資格の確認結果通知の送付	令和元年5月16日																														
⑤	設計書等に係る質疑の受付期間	令和元年5月17日 から																														
	上記に係る質疑への回答	令和元年5月22日 令和元年5月27日																														
⑥	入札・開札及び落札候補者の決定	令和元年6月5日																														
⑦	仮契約	令和元年6月10日																														
⑧	本契約	飯山市議会による議決日																														
<p>(4) 事前提出書類</p>	<p>各種書類の提出は、全て事務局へ提出すること。 郵送も可とするが、令和元年5月9日必着とする。 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の様式は、飯山市ホームページの入札公告と同じ場所に掲示する。 なお、それ以外の添付書類については以下のとおりとする。</p> <p>① 施工実績調書（入札公告と同じ場所に掲示） 「コリンズ・テクリス実績情報システム」（一財・日本建設情報総合センター）からダウンロードできる実績情報の写しを添付すること。</p> <p>② 配置技術者調書（入札公告と同じ場所に掲示） 雇用関係が確認できるものの写しを添付。</p>																															

	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 配置技術者としての資格を有することが確認できる書類の写し</li> <li>④ 現場代理人調書（入札公告と同じ場所に掲示） 雇用関係が確認できるものの写しを添付。</li> <li>⑤ 建設業許可の写し</li> <li>⑥ 無線設備の登録点検事業者の登録証の写し</li> <li>⑦ プライバシーマークまたは ISO27001 の登録証の写し</li> <li>⑧ 機器供給証明（機器製造者以外）</li> </ul>
(5) 質疑の受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑受付期間 公告の日から平成 31 年 4 月 24 日（水）午後 5 時まで</li> <li>② 設計書等に係る質疑の受付期間 令和元年 5 月 17 日（金）9 時から令和元年 5 月 22 日（水）午後 5 時まで</li> <li>③ 提出先 事務局</li> <li>④ 提出方法 事務局に電子メールで送信すること。送信後は必ず電話により到達の確認を行うこと。</li> </ul>
(6) 質疑の回答	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 入札参加表明書・入札参加資格確認申請書の提出に係る質疑への回答 平成 31 年 4 月 26 日（金）に回答</li> <li>② 設計書等に係る質疑への回答 令和元年 5 月 27 日（月）に回答</li> <li>③ 回答方法 飯山市のホームページに掲載する。</li> </ul>

#### 4 契約、支払い等の手続

(1) 契約の締結	落札者は、決定日から 5 日以内に仮契約をしなければならない。なお、仮契約は飯山市議会で議決されたとき、本契約として成立する。
(2) 契約保証金	金銭的保証とする。
(3) 前金払い	落札者は、請負額の 10 分の 4 の範囲内で前払金を請求することができる。前払金の請求には、「公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 5 項」に規定する保証契約の締結を必要とする。
(4) 中間前払い	行わない。
(5) 部分払い	落札者は、契約に基づく工事経費の既済部分の 10 分の 9 の範囲内において、当年度予算の範囲内で部分払いを請求することができる。部分払を請求する際は、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分等の確認を請求すること。
(6) 完成払い等	建設業務の完了後、建設工事費等の残額を支払う。
(7) 支払いに関する協議	支払いに関する事項は、発注者と落札者にて確認・協議のうえ決定するものとする。